

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

オセルタミビルリン酸塩製剤の適正な使用と発注について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オセルタミビルリン酸塩製剤を含む抗インフルエンザウイルス薬については、「今般の感染状況を踏まえた抗インフルエンザウイルス薬の増産及び安定的な供給について（協力依頼）」（令和 6 年 12 月 26 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）により、関係団体を通じて当該医薬品の製造販売業者に対して、適切な増産等の協力要請を行ったところです。

しかし、今般のインフルエンザ感染症の流行に伴いオセルタミビルリン酸塩製剤の需要が急増し、沢井製薬株式会社のオセルタミビル DS3%「サワイ」及びオセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」の供給が在庫不足により、一時的に滞っている状況です。

供給再開の時期については、オセルタミビル DS3%「サワイ」は 1 月下旬、オセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」は 2 月上旬を予定しています。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、オセルタミビルリン酸塩製剤が安定的に供給されるまでの間、下記について周知をお願いしたく存じます。

記

1. オセルタミビルリン酸塩製剤について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 薬局におかれては、処方されたオセルタミビルリン酸塩製剤について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間にお

ける連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。

3. 医療機関におかれては、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップではなく、吸入薬の処方を検討いただきたいこと。
4. 医療機関及び薬局におかれては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足している状況にあっても、当該品目を処方又は調剤する必要がある場合には、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤を検討いただきたいこと。
5. 医療機関及び薬局におかれては、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたいこと。

なお、医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能であること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kouhatsu-iyaku/04_00003.html